

## 最終報告の検討方向について（案）

## 1．最終報告の全体構成及び検討予定

- ・国土審議会計画部会調査審議報告（最終報告）は、国土審議会への計画部会としての最終報告としてとりまとめるものであり、「国土形成計画に関する報告」及び「国土利用計画に関する報告」の2編で構成。
- ・このうち、前者は、「計画部会中間とりまとめ」（平成18年11月16日）に示された基本的考え方に基づき、その後の計画部会における調査審議を踏まえて、国土形成計画（全国計画）に位置付けるべき内容に関する報告としてとりまとめるもの。
- ・具体的な報告内容は、今後、5回程度の調査審議を行った上で、とりまとめていく。
- ・また、後者は、同じく、国土利用計画（全国計画）に位置付けるべき内容に関する報告としてとりまとめるもの。
- ・具体的な報告内容は、計画部会の下に設置された「持続可能な国土管理専門委員会」において専門的見地から調査検討を進めており、平成18年11月24日の計画部会（懇談会）では、これまでの論点整理が報告されたところ。
- ・今後、同専門委員会の報告内容を踏まえて調査審議を行った上で、とりまとめていく。

## 2．国土形成計画に関する報告の構成

- ・「国土形成計画に関する報告」は、中間とりまとめで示した基本的考え方を記述する第1部、分野別施策の基本的方向を記述する第2部、広域地方計画の策定・推進について記述する第3部の3部構成とする。（別添1）
- ・各広域ブロックの地域戦略は、広域地方計画等で具体化されるものであるため、新たな第3部では、独自性の高い計画策定に向け、地域特性に応じた検討の必要性、ブロック間の連携の必要性等について提示していくこととする。（別添2）

# 21世紀の国土のグランドデザイン

(平成10年3月閣議決定)

(全国計画) 平成19年中頃を目途に策定予定

# 国土形成計画

## 第1部 国土計画の基本的考え方

第1章 21世紀の国土のグランドデザイン

第2章 計画の課題と戦略

第3章 計画の実現に向けた取組

## 第1部 計画の基本的考え方

第1章 時代の潮流と国土政策上の課題

第2章 新時代の国土構造の構築

第3章 戦略的目標

第4章 計画の効果的推進

## 第2部 分野別施策の基本方向

第1章 国土の保全と管理

第2章 文化の創造

第3章 地域の整備と暮らし

第4章 産業の展開

第5章 交通、情報通信体系の整備

## 第2部 分野別施策の基本方向

第1章 地域の整備

第2章 産業

第3章 文化及び観光

第4章 交通・情報通信体系

第5章 防災

第6章 国土資源及び海域

第7章 環境保全及び景観形成

第8章 「新たな公」による地域づくり

## 第3部 地域別整備の基本方向

(1) 地域整備の基本方向

(2) 施策の展開方向

北海道地域、東北地域、関東地域、中部地域、北陸地域、近畿地域、中国地域、四国地域、九州地域、沖縄地域、豪雪・離島・半島地域

## 第3部 広域地方計画の策定・推進

第1章 基本的考え方

第2章 独自性のある計画の策定

- ・広域ブロックの地域戦略等は、広域地方計画で具体化。
- ・そのために全国計画では、地域特性に応じた検討の必要性、ブロック間の連携の必要性等について提示する。

## (広域地方計画)

全国計画策定後1年後を目途に策定予定

内容・構成は今後検討(グランドデザイン第3部と地方開発促進計画を合体し洗練するイメージ)

・国土の形成に関する方針、目標

・広域の見地から必要と認める主要な施策に関する事項

### 第3部 広域地方計画の策定・推進について(イメージ案)

#### 第1章 基本的考え方

##### 1. 広域地方計画の意義と役割

- ・ 国土形成計画法に基づく広域地方計画制度の意義等。

##### 2. 広域地方計画の基本的考え方

###### (1) 自立的な広域ブロック形成に向けて必要な視点

- ・ 広域地方計画区域のあり方に関する国土審議会報告(平成18年6月30日)に示された広域地方計画区域設定にあたっての基本原則等。(別紙)

###### (2) 各広域ブロックの現況及び自立的発展のポテンシャル

- ・ 各広域ブロックの地域資源、人口・経済規模、都市・産業集積、国際交流基盤等の特長。

###### (3) 広域ブロック間の連携及び相互調整

- ・ ブロック相互やブロック界の自治体の連携・相互調整の必要性等。

##### 3. 北海道総合開発計画及び沖縄振興計画との連携

- ・ 個別法に基づく両計画との連携等。

#### 第2章 独自性のある広域地方計画の策定

##### 1. 広域地方計画策定にあたって必要な検討事項

- ・ 現状分析の実施等、広域地方計画策定にあたって必要な検討事項。

##### 2. 地域戦略の立案にあたっての視点

- ・ 計画の基本的な考え方に沿った各ブロックの独自の地域戦略を立案するために検討が求められる視点。

#### 「計画部会中間とりまとめ」における広域ブロックにおける検討の視点

国土における自らのブロックの位置付けと東アジアの中での独自性の発現

各ブロックの特性を踏まえた域内の各都市や地域の連携方策のあり方

全国共通の課題に対するブロック独自の対応策

ブロック固有の課題への取組

独自の地域戦略に基づく重点的・選択的な資源投入

## 広域地方計画区域のあり方について(平成18年6月国土審議会報告)抜粋

### 1. 広域地方計画区域設定の基本原則

・・・広域地方計画区域を設定するに当たっては、以下を基本原則とした。  
すなわち、地域の自立的発展及び国際競争力の強化の観点からは、区域として

- ア．産業、経済、人材その他の地域資源について相当程度の多様性を有し、かつ、人口や経済規模が相当程度以上であり、
- イ．相当程度の都市集積、産業集積、学術・文化集積を有し、
- ウ．国際定期便が就航する空港や外貿コンテナ貨物を取扱う主要港湾など、基幹的な国際交流基盤が存在し、あるいは今後整備される見込みがあり、
- エ．海洋国家たる日本の特性を生かし、今後飛躍的に発展することが見込まれる東アジア地域との連携を見据えて、日本海と太平洋の両海洋を活用できる状況にあること。

国民生活の安全確保の観点からは、

- オ．防災・減災対策や災害時のリダンダンシー確保、
- カ．水資源等の安定的供給、

が、また、地球環境の保全にも寄与する豊かな環境を確保する観点からは、

- キ．海洋国家、森林国家たる日本として、貴重な資産としての内海や森林等の良好な状態での次世代への継承、

が地域間の連携等により実現され得る区域であること。

自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる区域であるためには、

- ク．社会経済活動における強い結びつきがみられ、
- ケ．自然条件(平野、内海、大河川流域、大規模山岳地域等)の共通性や歴史的・文化的背景の類似性がみられること。

さらに、一体として総合的な国土の形成を推進する必要がある区域であり、かつ、国の関係各地方行政機関、関係都府県及び関係指定都市等により、広域地方計画協議会を組織するためには、

- コ．当該区域において、地域の主体的な取り組みを活かしつつ、一体的な計画策定・実施が円滑に行われること。